

☆医師国保から「給付内容等の変更」のお知らせ☆

現在の保険給付・保健事業給付のうち、一部を廃止・変更いたします。

① 療養附加給付金

現行の療養附加給付金制度は、平成24年10月診療分までを対象とし、**平成24年11月診療分から廃止**します。

平成24年11月診療分からは、高額療養費（法定給付）のみの支給となります。

（例）一部負担金300,000円支払われた場合

【所得区分 上位所得者 の場合】		平成24年10月診療分まで		平成24年11月診療分から		
高額療養費	自己負担限度額	155,000円	自己負担限度額	155,000円	自己負担限度額	155,000円
	支給額	145,000円		支給額	145,000円	
療養附加給付金	自己負担限度額	60,000円	自己負担限度額	-	自己負担限度額	-
	支給額	95,000円		支給額	廃止	

【所得区分 一般所得者 の場合】		平成24年10月診療分まで		平成24年11月診療分から		
高額療養費	自己負担限度額	87,430円	自己負担限度額	87,430円	自己負担限度額	87,430円
	支給額	212,570円		支給額	212,570円	
療養附加給付金	自己負担限度額	60,000円	自己負担限度額	-	自己負担限度額	-
	支給額	27,430円		支給額	廃止	

☆高額療養費については、「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すれば、窓口負担は、自己負担限度額までの額となります。

注：「国民健康保険限度額適用認定証」については、当組合への申請が必要となります。

② 傷病手当金・傷病見舞金（75歳以上）

組合員の支給通算日数を通算730日としていたものを、**通算365日**までに変更します。

支給対象となる期間（就業不能と認める期間）が、**平成24年11月1日以降分について変更後の内容の適用**となります。（新規・継続申請ともに）

現行	支給通算日数	支給日額	変更後	支給通算日数	支給日額	変更後
組合員	1～365日	5,000円	組合員	1～365日	5,000円	変更無
	366～730日	2,500円		366～730日	廃止	
准組合員	1～180日	2,500円	准組合員	1～180日	2,500円	変更無

（例）主治医が就業不能期間と認めた対象日（期間）が、平成24年10月1日～11月30日の場合で、平成24年9月30日までの傷病手当金・傷病見舞金支給通算日数が、

1. 【 100日の場合 】

平成24年10月1日～11月30日 62日分 通算到達日数 162日
 給付額 310,000円（5,000円×62日）
 これ以降は通算日数が365日に到達するまで給付対象

2. 【 330日の場合 】

平成24年10月1日～10月31日 31日分
 平成24年11月1日～11月4日 4日分 通算到達日数 365日
 平成24年11月5日～11月30日 26日分 給付対象外
 給付額 175,000円 (5,000円×35日)

3. 【 340日の場合 】

平成24年10月1日～10月25日 25日分
 平成24年10月26日～10月31日 6日分 通算到達日数 371日
 平成24年11月1日～11月30日 30日分 給付対象外
 給付額 140,000円 (5,000円×25日、2,500円×6日)

4. 【 380日の場合 】

平成24年10月1日～10月31日 31日分 通算到達日数 411日
 平成24年11月1日～11月30日 30日分 給付対象外
 給付額 77,500円 (2,500円×31日)

※支給対象期間が平成24年10月31日で給付通算日数が365日以上となっている場合は、平成24年11月1日以降分は給付対象となりません。

	支給履歴	支給対象 (主治医が就業不能と認めた期間)	
期間	～H24. 09. 30	H24. 10. 01～H24. 10. 31 (31日間)	H24. 11. 01 ～ H24. 11. 30 (30日間)
			H24. 11. 01～H24. 11. 04 (4日間) H24. 11. 05～H24. 11. 30 (26日間)
上記1	9/30までの 支給通算日数 100日	○ 10/31までの支給 通算日数 131日 (100日+31日)	○ H24. 11. 30時点で通算日数161日 (131日+30日)
上記2	330日	○ 361日 (330日+31日)	○ H24. 11. 04時点で 通算日数365日 (361日+4日) × H24. 11. 05時点で 通算日数365日 以上
上記3	340日	○ 371日 (340日+31日)	× H24. 10. 31時点で 通算日数365日 以上
上記4	380日	○ 411日 (380日+31日)	×

○・・・支給対象 ×・・・支給対象外

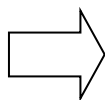
③ 死亡見舞金 (75歳以上)

支給金額を変更します。

事実発生日 (死亡日) が平成24年11月1日以降分から変更後の内容で適用となります。

現行

	支給額
組合員	300,000円
准組合員	200,000円



変更後

	支給額
組合員	200,000円
准組合員	100,000円

		死亡日	平成24年10月31日まで	平成24年11月1日以降
支給額	組合員		300,000円	200,000円
	准組合員		200,000円	100,000円